

甲府市浄化センター施設見学に対する

「新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン」

1. 目的

甲府市浄化センターの施設見学を再開するにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染症防止のため、次のとおり、ガイドラインを定める。

2. 【3密回避の徹底】

(1) 「密閉」空間をつくらないようにこまめな換気の徹底

- ① 施設維持管理者は、換気設備の清掃、維持管理を適切に行う。
- ② 見学時及び見学前後は、会議室の扉・窓を可能な限り開放し、換気を十分にさせる。

(2) 「密集」しないように施設内の混雑の緩和の徹底

- ① 見学者が並ぶ場合、互いに手を伸ばしても届かないように、1メートル以上の間隔を空けるなど、密集しないよう徹底させる。
- ② トイレを使用する際は、混雑のないように、対人距離を十分に確保するように努める。
- ③ 1日に見学可能な団体は最大2組とし、午前、午後の2回に分けて実施し、事前に日程、時間の調整を行う。また、見学の開始時間、終了時間を把握して密集しないようにする。

(3) 「密接」した会話や発声は避け、人と人との距離の確保の徹底

- ① 近距離での会話や発声は避けるように徹底させる。
- ② マスクを着用のうえ、施設への入退出時や集合場所等では人と人との間隔を十分に確保させる。

3. 【見学者・見学対応者の感染防止対策】

(1) マスクの着用

- ① 見学対応者は、マスクを着用して対応すること。また、見学者に対しても、身体上の問題等特別な場合を除いて、マスクの着用を徹底させる。

(2) 手指消毒・手洗い

- ① 来場車の降り口などに消毒液を設置して、見学者の手指消毒を徹底させる。
- ② 見学対応者は、手指消毒及び手洗いを励行する。

(3) 体調管理とチェック

- ① 見学者に対して、来場前に検温を行い、発熱があった場合又は風邪症状、嘔吐、下痢等の症状がある場合は、来場を認めない旨を事前に周知し、来場時に当日の検温と体調確認を実施したことを確認する。
- ② 見学対応者は、出勤前に必ず検温を実施し、高熱や息苦しさ等だけでなく、風邪の症状がある場合は、症状が完全になくなるまで休暇を取得するなど、適切な対応を行う。

(4) トイレの使用について

- ① 見学者には、原則として、管理本館3階に設置されているトイレを使用させる。
- ② 汚物を流す際は、トイレの蓋を閉めてから流すことを徹底させる。
- ③ トイレを使用する場合は、備付けの便座消毒液等を使用し感染対策を行う。

(5) 清掃・消毒

- ① 見学対応者は、見学者の手が触れた箇所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので適宜消毒を行う。

(6) 見学後の対応

- ① 見学後1週間以内に見学者から新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、速やかに連絡させる。

(7) チェックリストの作成・確認

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策を適切に講じるため、各項目についてチェックリストを作成する。
- ② チェックリストを基に、その対策の実施状況を確認する。

4. 【見学範囲】

(1) 施設の見学

- ① 見学は、安全管理上、管理本館3階で行うこととし現場の見学は、原則行わない。
- ② 見学場所以外への不要な出入りを禁止する。